

吉田町

男女共同参画プラン 第2次

男(ひと)と女(ひと)が支え合い、
健やかで活力あるまちを
創るために。



平成23年3月
静岡県吉田町

もくじ

第1章

プランの基本的な考え方

I	策定の趣旨	3
II	プランの視点	3
III	プランの特徴	3
IV	計画期間	4
V	将来像・基本理念・基本目標	4

第2章

プランの内容

	プランの体系図	5
第1節	あらゆる教育の場において	7
第2節	職場において	13
第3節	家庭において	18
第4節	地域において	24

第3章

プランの推進

I	庁内における推進	27
II	関係機関等との連携	27
III	評価検証	27

参考資料

◆	プラン策定の背景	29
◆	吉田町男女共同参画プラン（第2次）策定までの経過	31
◆	吉田町男女共同参画プラン（第2次）策定委員会設置要綱	32
◆	吉田町男女共同参画基本計画推進委員会設置要綱	35
◆	男女共同参画社会基本法	37
◆	静岡県男女共同参画推進条例	43



吉田町長
田村 典彦

ごあいさつ

男女共同参画社会基本法が制定されてから12年目を迎えます。男女共同参画社会は、「男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を負うべき社会」と定義されているものの、その実現の工程は未だ緒に就いたばかりです。

これからのまちづくりは、少子高齢化の加速度的な進行と相俟ってこれまでのまちづくりとは様相を異にするものであることを考えれば、供給よりも需要、生産よりも消費と云った市場の論理に負うところが大きくなるものと思われれます。

これからのまちづくりは、生活者の視点から「暮らしやすさ」、高齢者の視点から「過ごしやすさ」が前面に出てきます。これらの指標は、男性よりも女性に向けたものであり、女性の意見をまちづくりに取り入れることが必要になります。このようなまちづくりの潮流は、これまでの男性の意見とこれからの女性の意見をほどよくブレンドし、男女共同参画社会を産み出すでしょう。

I 策定の趣旨

「男女が共に活躍する地域こそ活力のある地域」という意味で、男女共同参画社会の形成は、第4次吉田町総合計画において本町が目指す「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち吉田町」を基本的に支える重要なテーマの一つです。

これまで、国では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができ、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会である男女共同参画社会の実現」が最重要課題として取り組まれ、様々な法律や制度の整備が行われてきました。

また、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的な低迷と閉塞感の高まりなどの社会経済環境の変化を踏まえ、国及び県においては、男女共同参画に関する基本計画の見直しが行われています。

本町においては、平成18年3月に「吉田町男女共同参画プラン」（以下、「プラン」という。）を策定し、これまでその推進を図ってきましたが、平成22年度をもって計画期間が終了することから、時代の変化やこれまでの取組を踏まえ、吉田町の現状に即した実践的な計画として、ここに新たなプランを策定します。

II プランの視点

男女共同参画社会を形成していくには、学校・職場・家庭・地域など、社会のあらゆる分野において、無意識のうちに、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中に深く入り込んでいる「社会的につくられた性別（ジェンダー）」を見直していく視点が重要です。

このプランにおいては、前プラン同様に、こうした視点を重視するとともに、引き続き「全ての町民が男女共同参画に関する理解を深めること」に重点をおいて、分かりやすい内容とします。

III プランの特徴

このプランは、次のような特徴を持たせたメリハリのある実践的な計画とします。

- 吉田町の現在の課題に対応した施策の設定
- プランの具体的な進捗状況や成果を確認するための評価指標の設定
- 時代の流れに迅速かつ的確に対応するため、見直しのサイクルの短縮
- 町民意見の反映



Ⅳ 計画期間

このプランは、平成23年度から平成25年度までの3年間を計画期間として施策を推進することとします。

Ⅴ 将来像・基本理念・基本目標

- 将来像
男（ひと）と女（ひと）が支え合い、健やかで活力あるまち
- 基本理念
人権の尊重とあらゆる活動への男女共同参画

本町が目指す将来像である「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち吉田町」の基盤の一つとなる、『男（ひと）と女（ひと）が支え合い、健やかで活力あるまち』を創るため、次の4つの基本目標を定めます。

- 基本目標
 - <あらゆる教育の場において>
人と人がお互いに人権を尊重し合い、思いやりの心を育む教育環境をつくる。
 - <職場において>
男女がお互いを尊重し、個人が個性と能力を発揮できる労働環境をつくる。
 - <家庭において>
男女がお互いの個性を認め合い、家事、子育てや介護など全てにおいて、共によろこびや責任を分かち合うことができる家庭づくりを目指す。
 - <地域において>
誰もが参画しやすく、お互いに助け合い、安心して暮らせる活力ある地域をつくる。



プランの体系図

将来像

男(ひと)と女(ひと)が支え合い、健やかで活力あるまち

基本目標

1 あらゆる教育の場において
人と人がお互いに人権を尊重し合い、
思いやりの心を育む教育環境をつくる。

2 職場において
男女がお互いを尊重し、個人が個性と
能力を発揮できる労働環境をつくる。

3 家庭において
男女がお互いの個性を認め合い、家事、
子育てや介護など全てにおいて、共に
よるこびや責任を分かち合うことがで
きる家庭づくりを目指す。

4 地域において
誰もが参画しやすく、お互いに助け合い、
安心して暮らせる活力ある地域をつくる。

施策の方向

- ① 学校教育における男女の人権尊重・平等の教育
- ② 子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進
- ③ 男女共同参画に関する学習機会の提供



- ① 職場における男女平等の実現
- ② 仕事と生活の調和の実現に向けた環境整備



- ① 思いやりのあふれる家庭づくり
- ② 多様なライフスタイルを実現できる体制づくり
- ③ お互いを思いやる心と身体の健康づくり



- ① 地域における男女共同参画推進の基盤づくり



基本目標

人と人がお互いに人権を尊重し合い、思いやりの心を育む教育環境をつくる。

現況と課題

【現況(アンケート調査結果より)】

- ・平成17年度「吉田町男女共同参画に関する町民意識調査」の結果と平成22年度「吉田町男女共同参画に関する町民意識調査(※1)」の結果を比べると、全体として、男女共同参画に関する意識の向上がみられます。
- ・特に50代までの世代については、男女共同参画に関する意識の向上が進んでいます。
- ・また、「学校での人権の尊重、男女平等に関する教育で最も大切なこと」を聞いたところ「性別にとらわれず多様な選択を可能にする進路指導の充実」が57.8%と最も多くなっています。

【課題】

- ・高齢者世代に対し、人権の尊重や男女共同参画に関する教育・学習機会の創出が必要です。
- ・若い世代については、男女共同参画に関する意識の向上が進んでいる半面、例えば「様々な職業分野への女性の進出に関する意識」に関しては、「よいと思う」「どちらかといえばよいと思う」との肯定的な回答が、全体で55.3%を占めているのに対して、10代の「よいと思う」「どちらかといえばよいと思う」と答えた割合が20%と圧倒的に低くなっています。各世代の多様な意見に十分配慮した教育の推進が必要です。

※1平成22年度「吉田町男女共同参画に関する町民意識調査」

今回の吉田町男女共同参画プランの改訂に向けて、吉田町民の男女共同参画に対する意識調査を行いました。

- ◆調査対象:町内在住の16歳以上の男女(平成22年9月1日現在)1,000人
- ◆回答者数(率):373人(37.3%)
- ◆国又は静岡県との比較を行った際のデータの出典は、下記によります。

平成17年度 吉田町男女共同参画に関する住民意識調査報告書(平成17年8月 吉田町)

平成21年度 静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査報告書(平成21年6月 静岡県)

平成21年度 男女共同参画社会に関する世論調査(平成21年10月 内閣府)



基本目標の実現に向けた施策

施策の方向

1 学校教育における男女の人権尊重・平等の教育

学校においては、学力の向上だけでなく、人権の尊重を含めた男女共同参画に関する教育を推進し、人を思いやる気持ちを育てることが大切です。これまでの社会的・文化的・歴史的に作られてきた性差別を見直すために、人間形成にとって重要な時期である幼少期から、男女平等や男女共同参画の意識を育てていくことが大変重要です。

施 策	主な推進課
<p>① 男女共同参画や人権の尊重の重要性を指導することにより、思いやりの心を持った児童・生徒の育成に努めます。</p> <p>② 男女共同参画社会の視点に立ち、児童・生徒の個性を伸ばす教育の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none">●教育委員会事務局●企画課

成果指標

指 標 名	現 況	目 標 値
	平成22年度	平成25年度
中学生における「男女共同参画社会」という用語の認知度	—	90%

施策の方向

2 子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進

子どもたちの個性を伸ばすとともに、男女平等・男女共同参画の意識を育むためには、子育てや教育に携わる者が男女平等・男女共同参画を正確に理解し、実践することが重要です。そのため、子育てや教育に携わる者への教育・学習機会を創出する必要があります。

施策	主な推進課
① 子育て中の親や教職員などを対象とした男女共同参画に関する研修や講演会などを実施し、人権の尊重や男女平等に対する正確な理解の浸透を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会事務局 ●企画課

成果指標

指標名	現況	目標値
	平成22年度	平成25年度
男女共同参画推進講演会の参加者数	200人	250人



【男女共同参画に関するキーワード①】男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）とは、男女平等を押し進めるべく、平成11年に施行された法律。男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために制定されました。

施策の方向

3 男女共同参画に関する学習機会の提供

男女の人権が尊重され、社会のあらゆる分野において真の男女平等を実現するためには、職場、地域、家庭における教育・学習が重要な役割を果たします。職場、地域や家庭といった様々な生活の場を通じ、人権尊重を基盤にした男女平等の形成に向けた教育・学習の充実を図る必要があります。

施 策	主な推進課
① 男女共同参画についての学習機会の提供や広報・啓発活動を行うことにより、男女が相互の人権を尊重し、相手の立場を理解し助け合うことができる人間形成の促進と、多様な生き方を可能にする生涯学習の推進を図ります。	●教育委員会事務局 ●企画課

成果指標

指 標 名	現 況	目 標 値
	平成22年度	平成25年度
男女共同参画に関する講座・セミナーなどの開催回数	—	2回

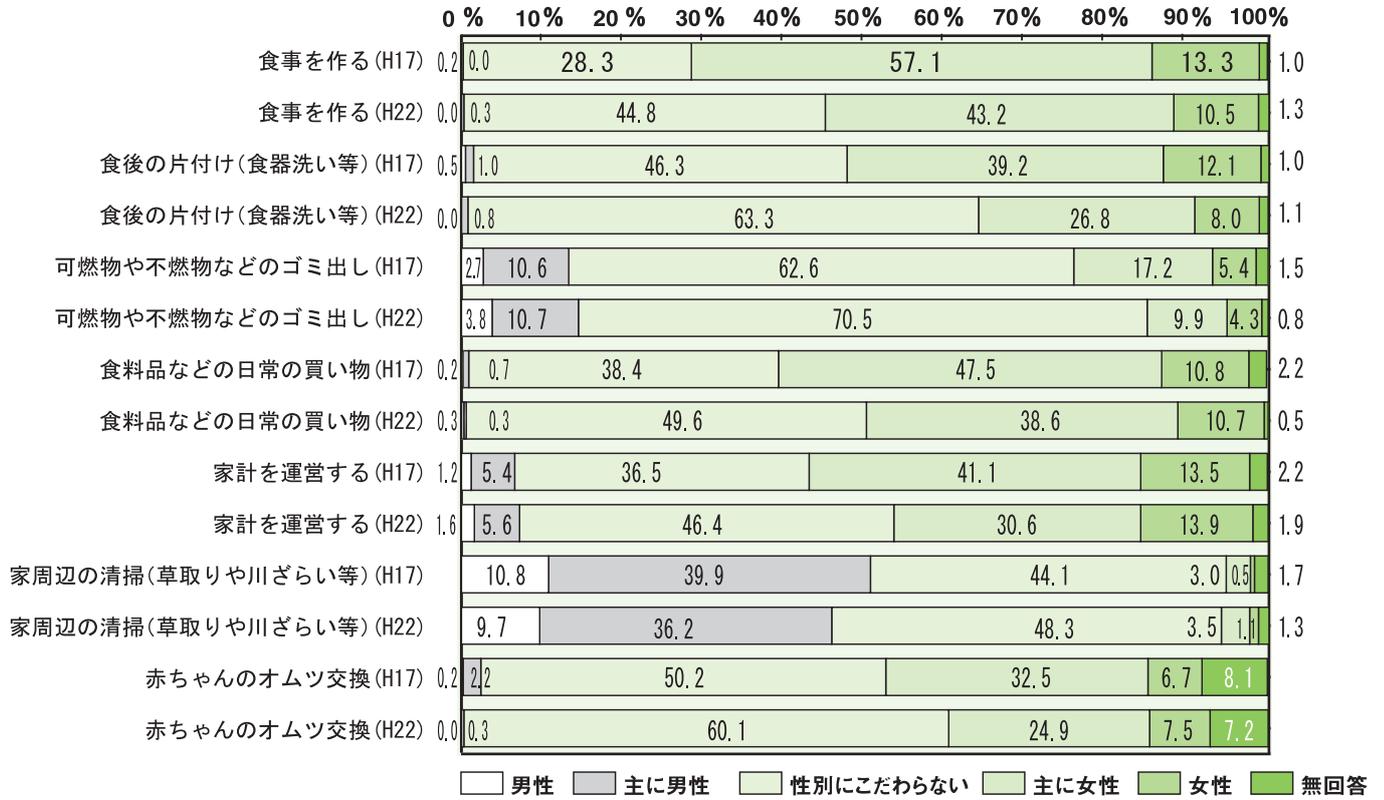
【男女共同参画に関するキーワード②】ジェンダー

生まれつきの生物学的性別（セックス・sex）ではなく、社会的通念や慣習の中にある「男らしさ」「女らしさ」といった社会的・文化的に作られた性別のことで、社会的性別とも呼ばれ、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

第1節 あらゆる教育の場において

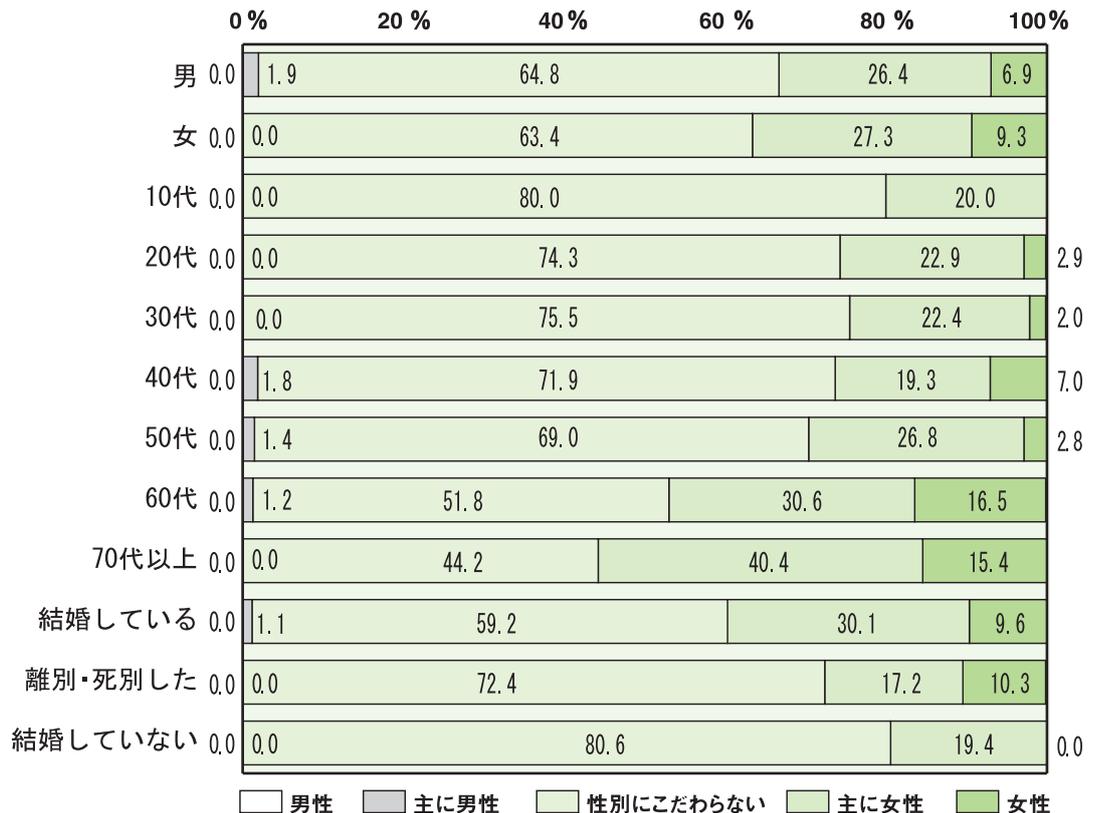
男性・女性の役割分担意識（経年比較）

平成17年度 (n=406) 平成22年度 (n=373)

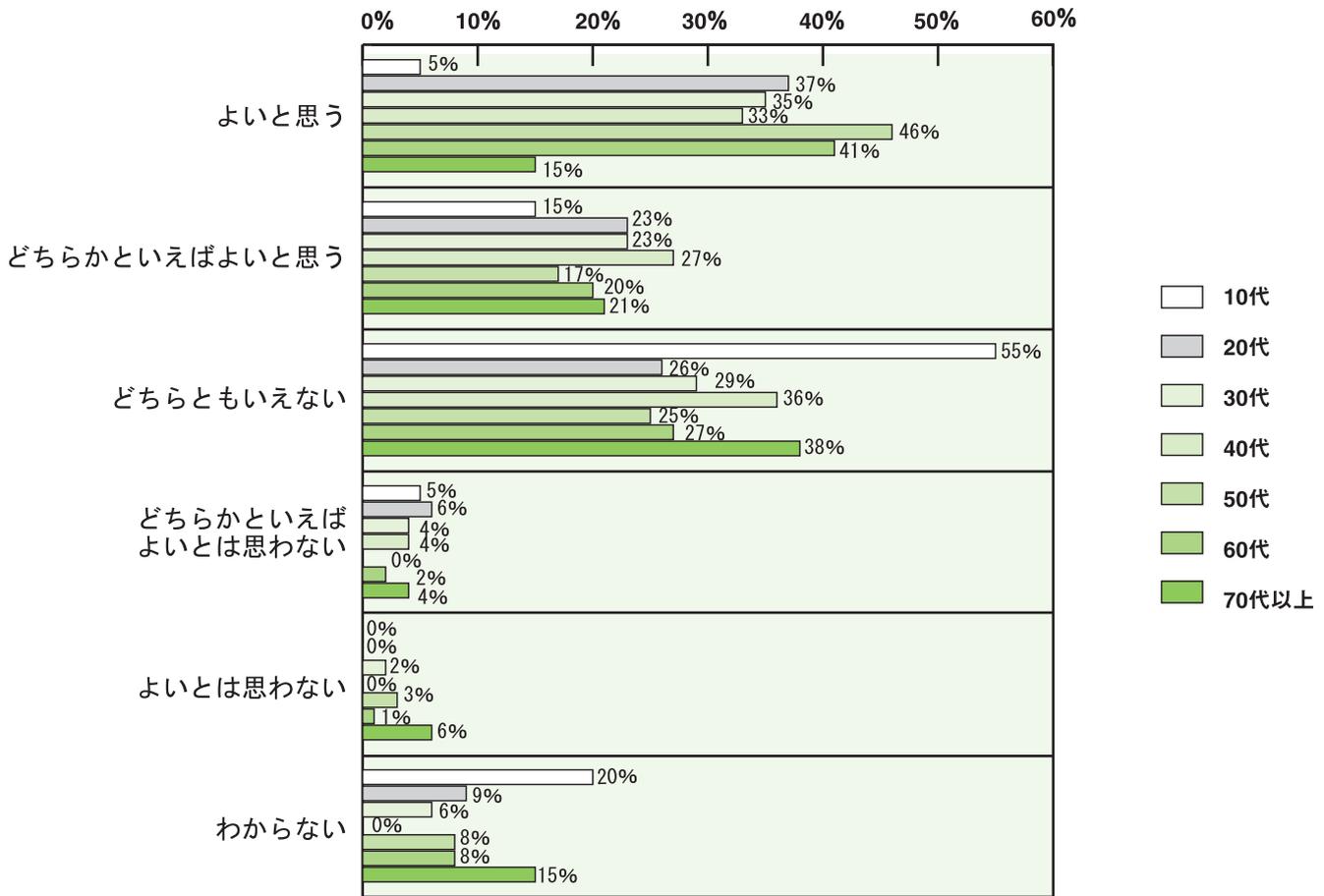


「食後の片付け（食器洗い等）」のクロス集計

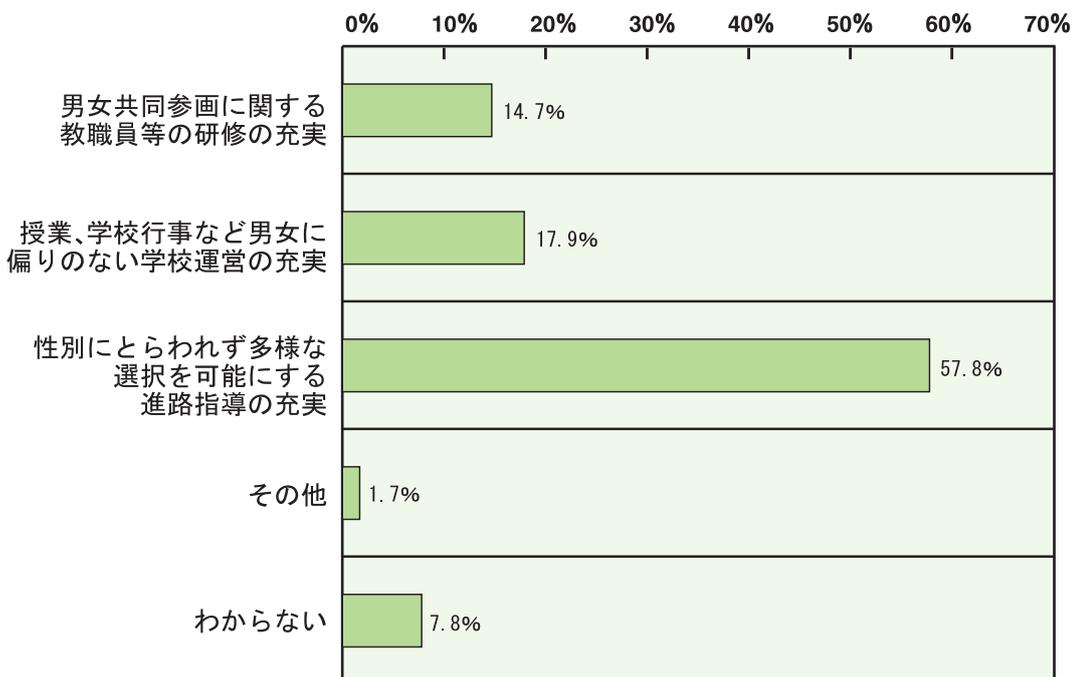
年代別に見ると、「性別にこだわらない」と答えた割合は、50代までの若い年代に多い。



女性の社会進出について (n=364)



学校での人権の尊重、男女平等に関する教育で最も大切なこと (n=346)



基本目標

男女がお互いを尊重し、個人が個性と能力を発揮できる労働環境をつくる。

現況と課題

【現況(アンケート調査結果より)】

- ・一般的に女性が職業をもつことについての意識に関しては、女性が職業をもつことへの抵抗感はほとんどありません。
- ・女性が働くうえでの障害に関しては、「育休が取得しにくい」「育児施設の不足」「長時間労働や残業」などの育児に関連する項目が多くなっています。また、男女別にみると「家族の反対や協力が得られないこと」を選んだ割合が男性16%、女性28%と大きな差がみられます。
- ・女性の社会参画をさらに進めるための町の支援施策に関しては、「役場や子育て支援センターなどによる相談の充実」が60.3%と最も高くなっており、県民意識調査の24%と比較しても吉田町の割合が圧倒的に高くなっています。
- ・女性の社会進出について「よいと思う」「どちらかといえばよいと思う」と答えた理由として、「女性が働かないと生活が苦しい」といった経済的理由によるものが7件みられました。

【課題】

- ・改正男女雇用機会均等法(※2)の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、引続き事業主等への啓発が必要です。
- ・女性が働く上で障害になっている項目の改善が必要です。特に「家族の理解」については、男性と女性の間には大きな認識の差が見られるため、その解消に向けた努力が必要です。
- ・女性の社会参画をさらに進めるため、町民が最も求めている「役場や子育て支援センターなどによる相談の充実」を図る必要があります。

※2 改正男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、男女雇用機会均等法は、雇用における男女平等の実現を目的として、昭和61年に制定された法律です。平成11年の全面改正を経て、平成19年に再改正となりました。間接差別の禁止、妊娠や出産を理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、女性だけでなく男性へのセクハラ防止対策の企業への義務付けなどが主な改正点です。



基本目標実現に向けた施策

施策の方向

1 職場における男女平等の実現

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、男女雇用機会均等法が平成19年に改正されました。労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備に努める必要があります。引き続き企業など働く場においての男女共同参画意識を高めるよう啓発を行うことが重要です。

施策	主な推進課
① 性別による待遇格差や固定的性別役割分担意識の解消、セクシャル・ハラスメント（※3）の根絶を図るため、事業主や労働者へ男女共同参画・人権尊重についての意識啓発を行います。	●産業課 ●企画課

成果指標

指標名	現況	目標値
	平成22年度	平成25年度
男女共同参画宣言事業所の数（累計）	10件	15件

※3 セクシャル・ハラスメント

労働や教育などの場における社会関係において行われる性的な言動により、その言動を受けた側が苦痛・不快感を感じるような行為。性的脅迫。セクハラ。

施策の方向

2 仕事と生活の調和の実現に向けた環境整備

仕事と生活の調和を実現するためには、職場における理解と環境づくりが必要です。長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男女がともに家事や育児等を行っていくことが重要です。そこで、仕事と生活の調和が普及するよう、職場の理解の促進、職場における子育てや介護に関わる支援体制の充実を図る必要があります。

施 策	主な推進課
<p>① 男女が各家庭の状況に合った働き方ができる環境整備を促進するため、育児・介護休業法(※4)の周知、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)(※5)を可能にするフレックスタイム制(※6)や短時間勤務制度などの普及啓発を行います。</p> <p>② 町民ニーズに合った保育サービスや放課後児童クラブの更なる充実を図り、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●産業課 ●企画課 ●社会福祉課

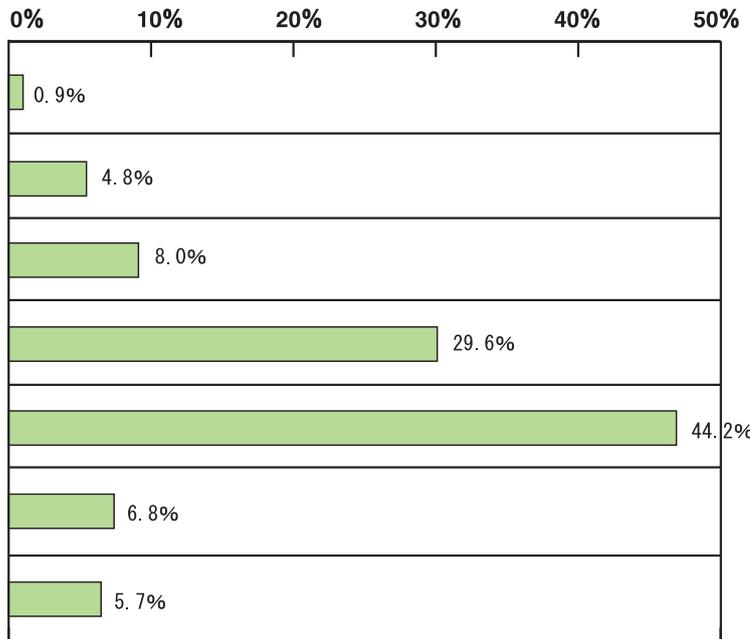
成果指標

指 標 名	現 況	目 標 値
	平成22年度	平成25年度
保育園などの保育サービスが充実していると思う割合	30.3%	40%

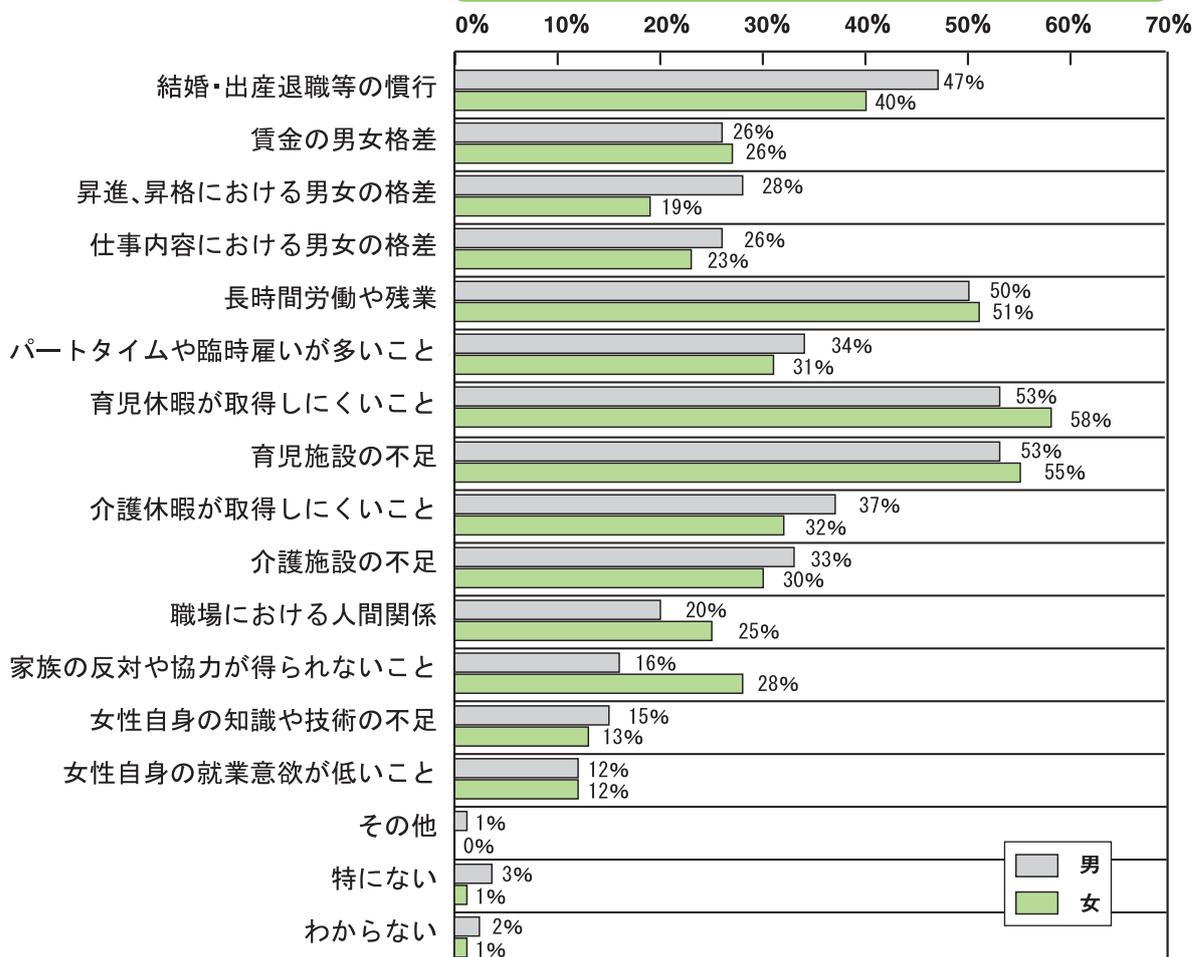
※4 育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。平成7年に施行された、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律で、少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、平成22年6月に改正されました。

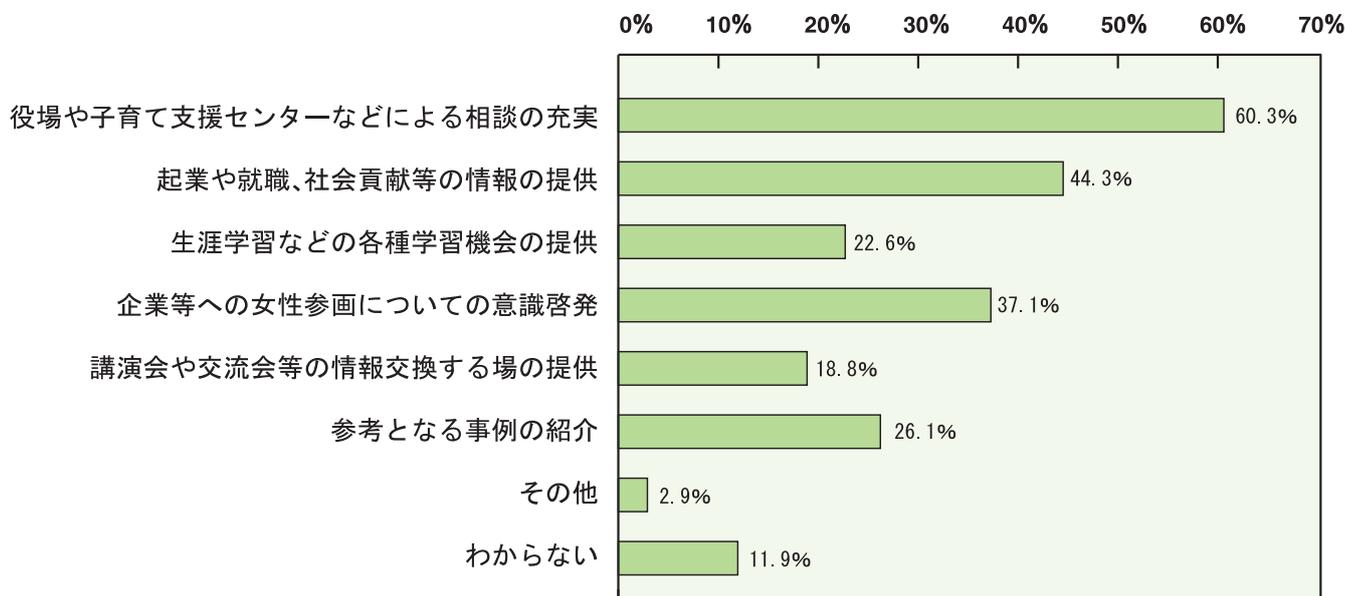
一般的に女性が職業を持つことについて (n=351)



女性が働く上での障害について (n=302)



女性の社会参画を進めるために、町の行政として必要な取組 (n=345)



※5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

「仕事上の責任」と「仕事以外の生活においてやりたいこと、あるいはやらなければならないこと」の両者の実現を目指す考え方です。(この場合の「仕事」とは、賃金が伴う労働に限定するものではなく、家事や育児・介護なども含みます。)

老若男女誰もが、仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動を自分の希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすことがねらいです。

※6 フレックスタイム制

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つです。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分けて実施するのが一般的です。実施には労働協定を締結し、就業規則にその旨を記載しなければなりません。

【男女共同参画に関するキーワード③】 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

性別や人種などを理由とした過去の社会的・構造的な差別により不平等な待遇を受けてきた少数派の人々に対し、教育や雇用の機会などを一定の比率で優先的に取り扱うなどして、差別を解消し、実質的な平等を目指す政策です。



基本目標

男女がお互いの個性を認め合い、家事、子育てや介護など全てにおいて、共によるこびや責任を分かち合うことができる家庭づくりを目指す。

現況と課題

【現況(アンケート調査結果より)】

- ・「家庭における役割分担の実態」をみると、吉田町では、静岡県全体より若干多く男女が平等に家事や仕事に携わる傾向がうかがわれます。
- ・一方、「伝統的な「男中心」社会はなかなか変えられない」が「そう思う」「ややそう思う」合わせて66.2%となっており、男女別にみると女性の占める割合が高くなっています。また、経年比較をみると、平成17年度調査時には「そう思う」「ややそう思う」合わせて62.4%だった割合が、今回の調査では66.2%に増えています。
- ・男性が育児休業、介護休業を取ることにについては肯定的な意見が多くを占めている半面、実際は主たる生計者として、仕事と育児や介護の両立がなかなか難しい現実がうかがわれます。
- ・「夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力(ドメスティックバイオレンス)」については、「暴力を受けたことがある」方は6.7%であり、静岡県との比較においてもほぼ同等の割合です。男女別にみると、男性2%、女性10%となっており、男性の被害者も存在します。

【課題】

- ・全体として、吉田町では、静岡県全体より若干多く男女が平等に家事や仕事に携わる傾向がうかがわれるので、引続き意識啓発していくことが必要です。
- ・男性が育児休業、介護休業を取りやすい支援体制が必要です。
- ・育児については、「吉田町次世代育成支援行動計画」と連携して推進していくことが重要です。
- ・「夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力(ドメスティックバイオレンス)」の対策として「被害女性のための相談機関や保護施設を整備する」が最も多く求められており、女性の要望が強くなります。そのため、町として相談体制の充実等の対策を考える必要があります。



基本目標の実現に向けた施策

施策の方向

1 思いやりのあふれる家庭づくり

家庭は、コミュニティの最小単位を構成しています。家庭内においても、家族の誰もが人間として尊重し合い、男女平等や男女共同参画の意識を高めることが必要です。子育てを行う家庭においては、幼少期から男女平等や男女共同参画の意識を育んでいくことが大変重要です。

施 策	主な推進課
<p>① 家庭内における固定的性別役割分担意識の解消を図るため、対象となる年代、性別、分野に応じた啓発活動に努めます。</p> <p>② 男女が相互に助け合うことができるための知識や技術を習得する場を提供し、思いやりの心があふれる家庭づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 企画課 ● 社会福祉課 ● 健康づくり課 ● 高齢者支援課 ● 教育委員会事務局

成果指標

指 標 名	現 況	目 標 値
	平成22年度	平成25年度
子育て出前講座の開催回数	6回	8回

施策の方向

2 多様なライフスタイルを実現できる体制づくり

「男は仕事」、「女は家庭」といった固定的な役割を見直し、家事、子育てや介護について、男女がお互いを助け合う家庭を築いていくことが大切です。そこで、それぞれの家庭の事情に応じて、安心して家事、子育てや介護ができる環境を整備する必要があります。

施 策	主な推進課
<p>① 男女が働きながら安心して家事、子育てや介護ができるよう、仕事と家庭・地域活動の両立について職場や地域の理解促進に努めます。</p> <p>② 各家庭の状況に合った働き方や役割分担を選択して生活できる、多様なライフスタイルの実現を支援するため、保育・子育て支援サービスや介護サービスの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 企画課● 社会福祉課● 高齢者支援課

成果指標

指 標 名	現 況	目 標 値
	平成22年度	平成25年度
地域子育て支援センター 設置箇所	1カ所	2カ所

施策の方向

3 お互いを思いやる心と身体健康づくり

お互いを思いやる家庭づくりのためには、誰もが心身共に健康でなくてはなりません。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(※7)についての理解を深めるとともに、近年増え続ける「夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力(ドメスティックバイオレンス)」が人権侵害であることを周知し、それらの防止に努めることが重要です。

施 策	主な推進課
① 男女がその性差や健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の充実に努めます。 ② ドメスティックバイオレンスが犯罪であることの周知や人権侵害に関する意識啓発を行い、あらゆる暴力の根絶に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民課 ● 健康づくり課 ● 社会福祉課 ● 教育委員会事務局

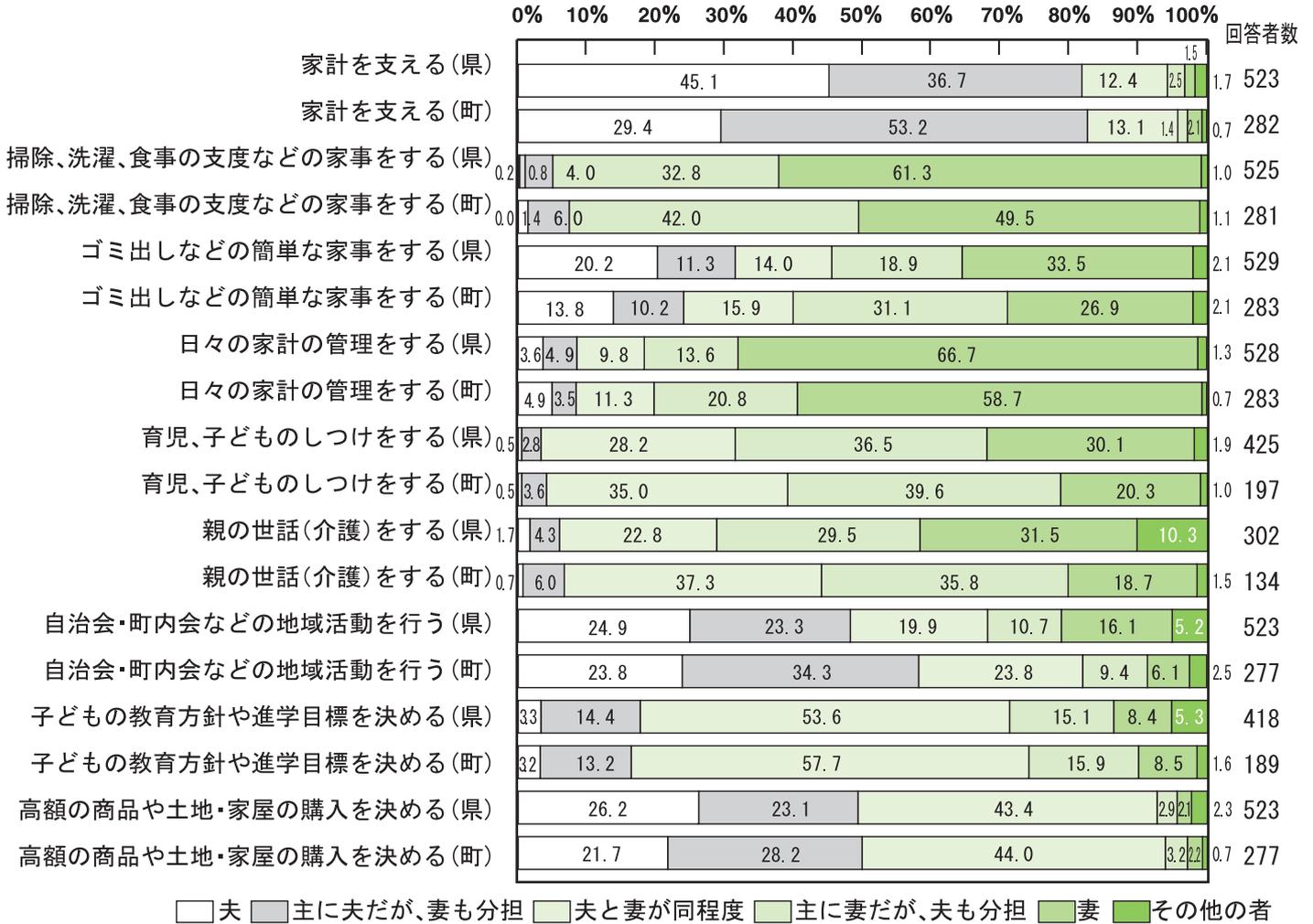
成果指標

指 標 名	現 況	目 標 値
	平成22年度	平成25年度
各種検(健)診などの保健予防体制が充実していると思う割合	57.6%	59%

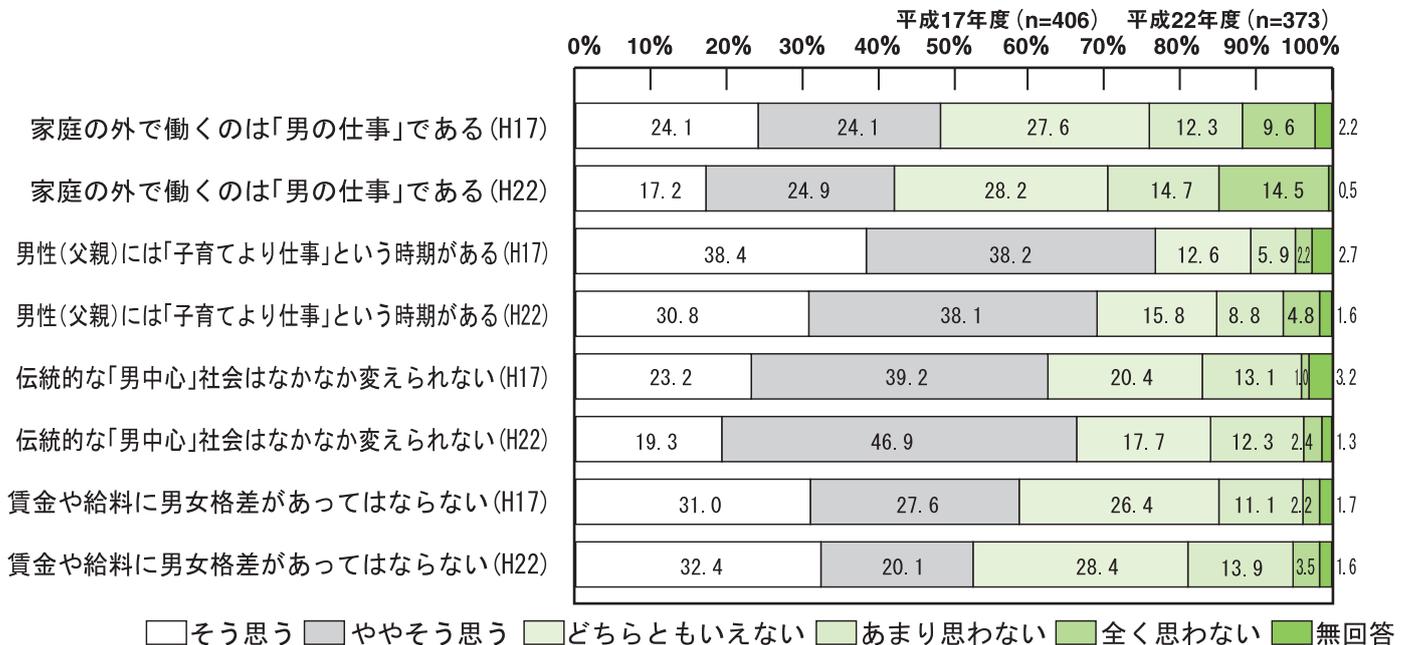
※7 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、性及び生殖に関することについて女性が自分の意思で選択・決定することを尊重する考え方です。

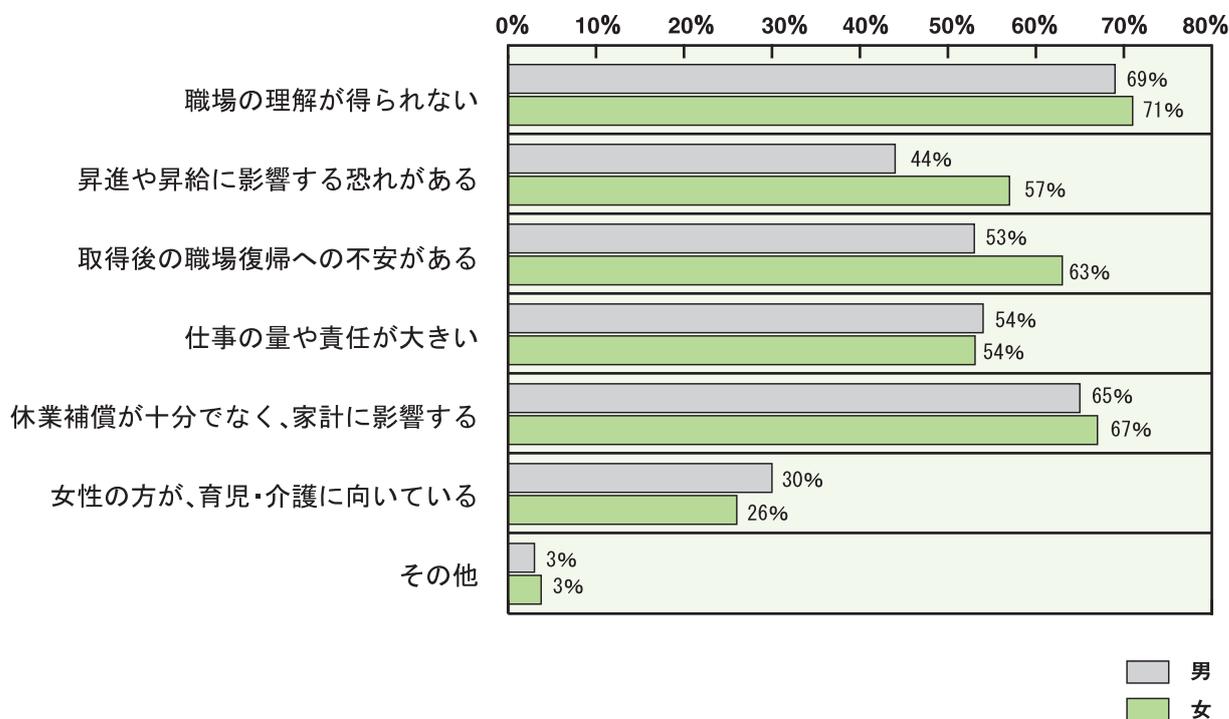
家庭における役割分担の実態について



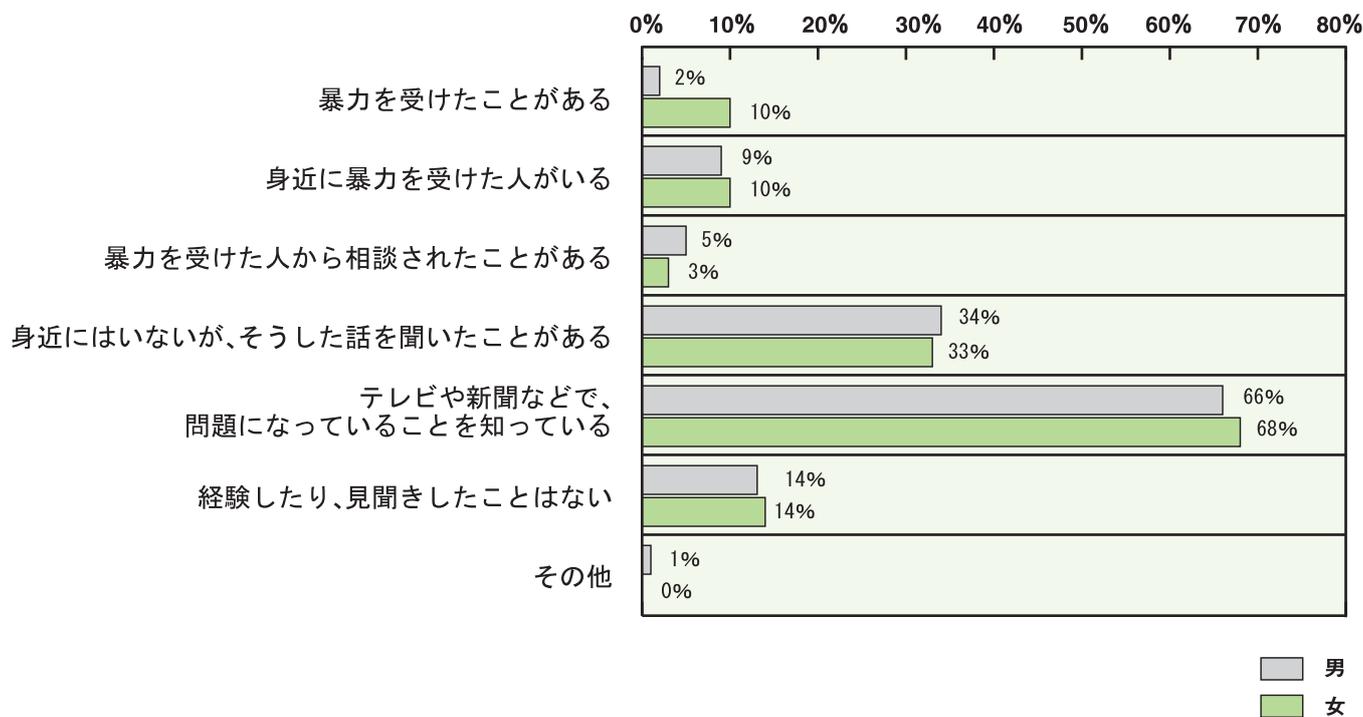
役割分担に対する意見や考え方について



女性の社会参画を進めるために、町の行政として必要な取組 (n=345)



「夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力(ドメスティックバイオレンス)」の経験等について (n=360)



基本目標

誰もが参画しやすく、お互いに助け合い、安心して暮らせる活力ある地域をつくる。

現況と課題

【現況(アンケート調査結果より)】

- ・「自治会の役員は男性の役割である」と考える方が比較的多い傾向にある一方、「今後女性が増えると良いと思う分野である」と回答した方も41.1%と比較的高い割合となっています。
- ・男性は主たる生計者としての役割が大きく、「地域活動」や「家事・育児・介護等の生活における活動」への参画は従たる位置づけにあります。

【課題】

- ・固定的な性別役割分担意識の解消を図るための啓発活動が必要です。
- ・女性が地域活動等に参画していくための環境整備が必要です。
- ・男性が、仕事と家庭の両立を図ることができる支援体制を整備することが求められています。



基本目標の実現に向けた施策

施策の方向

1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある地域を構築するためには、男女が共に地域社会の一員としてさまざまな地域活動に参画することが重要です。そこで「男が中心、女は補助」といった固定的な役割分担意識を払拭し、個人が個性と能力を十分に発揮できるよう地域における制度や慣行を見直していく必要があります。

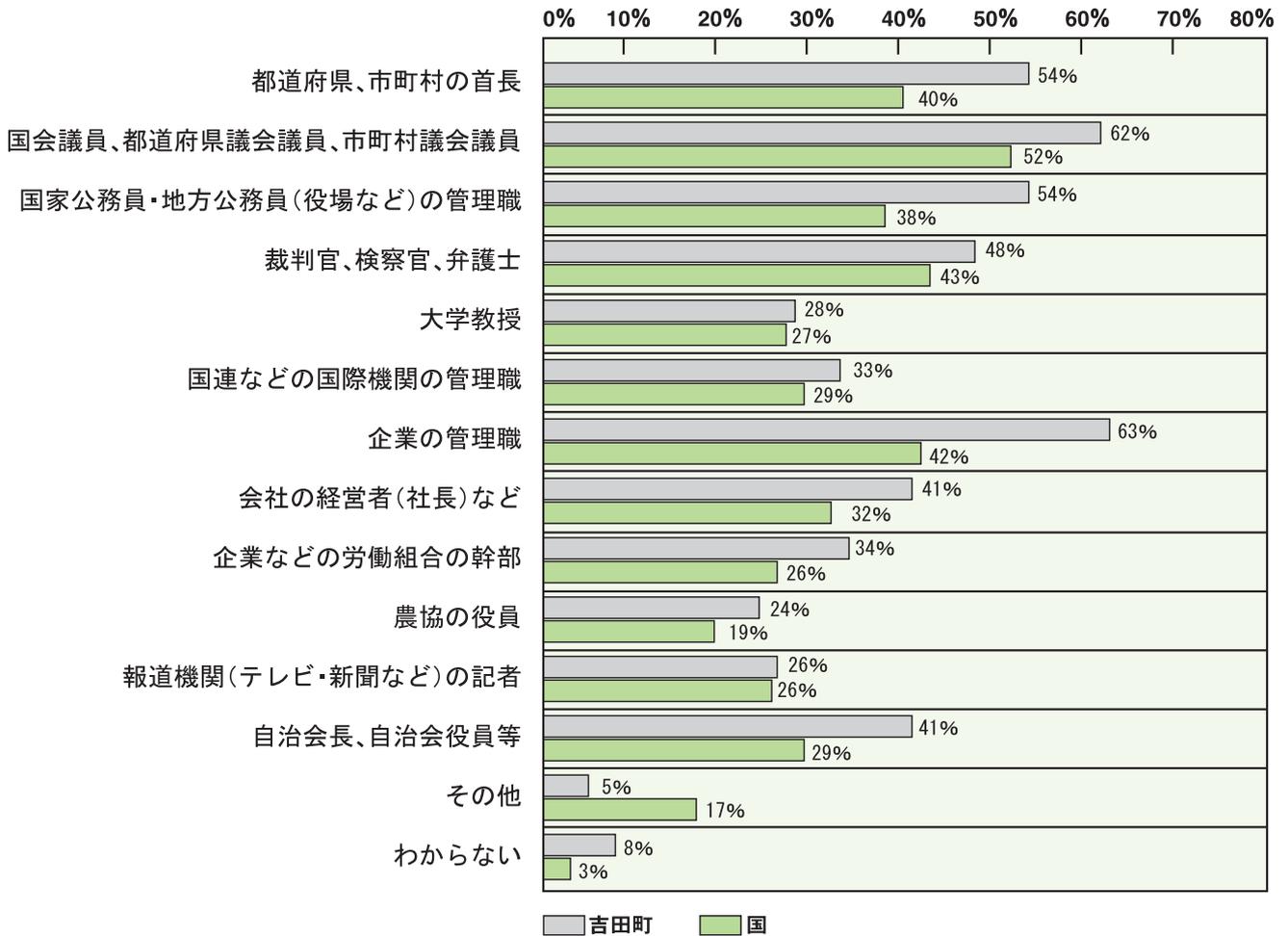
施 策	主な推進課
<ul style="list-style-type: none"> ① 女性が地域活動や行政運営などあらゆる分野における政策・方針決定の場へ参画していくための環境整備に努めます。 ② 地域の行事や会合における、固定的性別役割分担意識の解消を図り、男女がともに協力し、活躍することができる体制を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務課 ● 企画課

成果指標

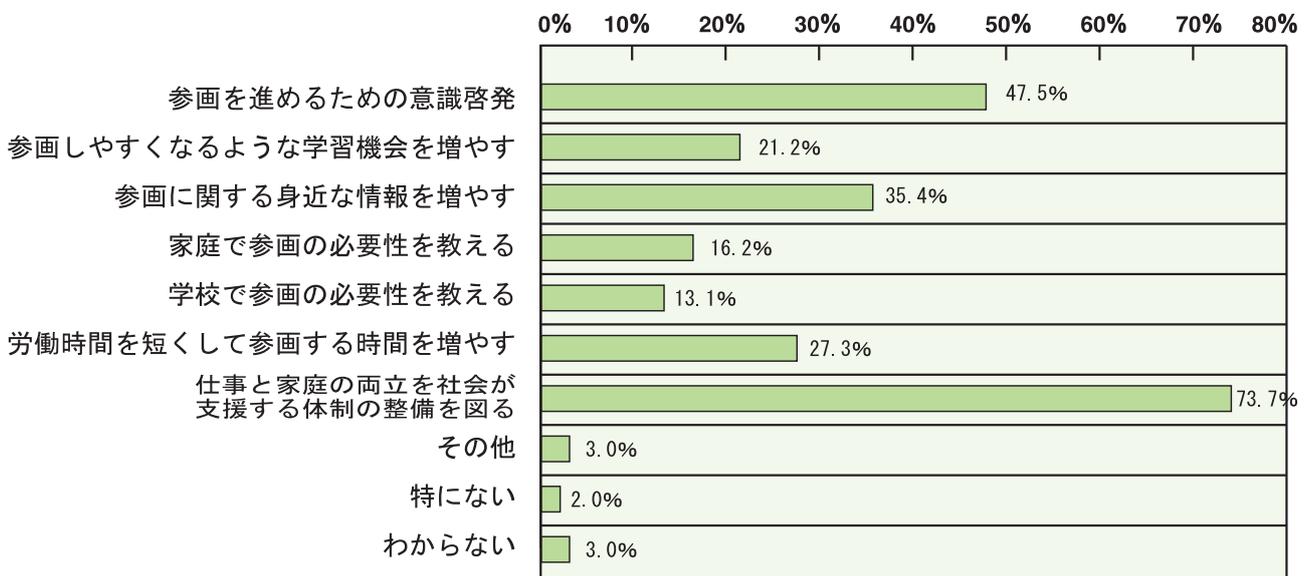
指 標 名	現 況	目 標 値
	平成22年度	平成25年度
自治会向け男女共同参画推進セミナーの開催回数	—	2回

今後女性がもっと増える方がよいと思うもの

吉田町 (n=190) 国 (n=3240)



男性の「地域活動」や「家事・育児・介護等の家庭生活における活動」への参画を進めるためには、必要だと思うこと (n=99)



I 庁内における推進

- (1) 庁内推進体制
吉田町男女共同参画基本計画推進委員会を定期的に関催し、各課の連携を図りながらプランを推進するとともに、庁内においても率先して実行するように努めます。
- (2) 職員への意識啓発
研修会等を通じて職員の意識啓発を行います。
- (3) 各種審議会等への女性の登用
行政における審議会等委員に対して、積極的な女性の登用を進めます。

II 関係機関等との連携

- (1) 町民、各種団体や企業との連携
学校・職場・地域といったあらゆる分野において男女共同参画の取組が進むよう、住民、自治会、PTA、各種団体、企業と連携して推進します。
- (2) 国及び県との連携
国及び県の男女共同参画に関する計画との連携を保ちながら、吉田町の実情に即した事業を実施します。

III 評価検証

企画立案・計画(Plan)、実施(Do)、効果検証・評価(Check)、改善・反映(Action)のサイクルの中で、毎年プランの評価・検証を行い、効率的・効果的な推進を図るとともに、町民等が参加する(仮称)吉田町男女共同参画推進懇談会にその取組を報告します。



参考資料

- ◆ プラン策定の背景
- ◆ 吉田町男女共同参画プラン（第2次）策定までの経過
- ◆ 吉田町男女共同参画プラン（第2次）策定委員会設置要綱
- ◆ 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会設置要綱
- ◆ 男女共同参画社会基本法
- ◆ 静岡県男女共同参画推進条例

1. 主な女性政策の動き

	世界の動き	日本の動き
1975年(昭和50年)	国際婦人年 「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置
1976年(昭和51年)	「国連婦人の十年」始まる	
1977年(昭和52年)		「国内行動計画」策定
1979年(昭和54年)	国連「女子差別撤廃条約」採択	
1980年(昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	
1985年(昭和60年)	「『国連婦人の十年』世界会議」開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准
1986年(昭和61年)		
1987年(昭和62年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定
1991年(平成3年)		「育児休業法」公布
1993年(平成5年)		中学校で技術・家庭科の男女共修実施
1994年(平成6年)		高等学校で家庭科の男女共修実施
1995年(平成7年)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立
1996年(平成8年)		男女共同参画推進連絡会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年(平成9年)		「男女雇用機会均等法」改正
1999年(平成11年)		「男女共同参画社会基本法」施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「改正労働基準法」施行
2000年(平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「児童虐待の防止に関する法律」施行
2001年(平成13年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年(平成14年)		「改正育児・介護休業法」施行
2003年(平成15年)		「少子化社会対策基本法」施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行
2004年(平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「児童虐待の防止に関する法律」改正
2005年(平成17年)		「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
2006年(平成18年)	第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)	「改正男女雇用機会均等法」成立
2007年(平成19年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008年(平成20年)		
2009年(平成21年)		「次世代育成支援対策推進法」一部改正
2010年(平成22年)	APEC女性リーダーズネットワーク(WLN)会合開催(東京)	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定

静岡県の動き	吉田町の動き
<p>「婦人のための静岡県計画」策定</p>	
<p>県女性総合センター「あざれあ」開館</p>	<p>吉田町婦人団体連絡協議会が、吉田町女性団体連絡協議会に改名同協議会が第1回女性のつどいを開催</p>
<p>「男女が共に創るしずおかプラン」策定</p>	
<p>「男女共同参画の日」制定（7月30日） 全国で初めてユニバーサルデザインに取り組む</p>	
<p>しずおかユニバーサルデザイン行動計画策定 「男女が共に創るしずおかプラン第2次アクションプログラム」策定</p>	
<p>「静岡県男女共同参画推進条例」施行 静岡県男女共同参画会議を設置</p>	<p>各自治会において男女共同参画社会研修会を開催</p>
	<p>職員への男女共同参画社会研修会を開催</p>
<p>「静岡県男女共同参画基本計画ハーモニックしずおか2010」策定 「しずおか男女共同参画推進会議」設立 県女性総合センターから県男女共同参画センターに名称変更</p>	
<p>「静岡県男女共同参画白書」発行</p>	<p>吉田町男女共同参画基本計画推進委員会を設置</p>
	<p>「吉田町男女共同参画プラン」策定</p>
<p>「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”後期実践プラン」策定 「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業開始</p>	
<p>「第2次静岡県男女共同参画基本計画」策定</p>	<p>「吉田町男女共同参画プラン（第2次）」策定</p>

2 社会的背景

(1) 急速な少子高齢化

全国的に人口減少、高齢化が進んでおり、今後も現在を上回るペースで進展するものと思われませんが、本町では人口の増加傾向を維持しており、全国的に心配されているような極端な少子化や高齢化はみられず、良好な状況にあります。

(2) 働き方の変化

従来は「男性が仕事、女性が家事」という性別役割分業の考え方が中心でしたが、近年は女性を取り巻く労働環境が次第に整備され、女性が結婚・出産後も仕事を続ける共働きの家庭が増えています。

こうした状況から、男性・女性とも仕事と家庭生活を両立できる環境づくりが求められています。

(3) 家族のあり方の変化

高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯、あるいはひとり親世帯が増えています。近年の経済的不況等により、女性が主たる生計者として働かざるを得ない状況も散見されます。このような状況により、介護や子育てなどの面で家族や地域社会の機能が低下することも懸念されています。

(4) 求められる地域の自立

国や地方の財政が厳しくなるなかで地域の活力を持続するためには、地域固有の資源を活かし、それぞれの分野で地域のことを自分たちで決定し、活動することが求められます。地域の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要となっています。

◆吉田町男女共同参画プラン（第2次） 策定までの経過

年月日	内 容
平成22年8月～9月	「町民意識調査」実施（町内16歳以上1,000人） 有効回答数（率）373（37.3%）
12月	第1次吉田町男女共同参画プラン総括（庁内）
12月15日	第1回「吉田町男女共同参画プラン（第2次）策定委員会」開催
平成23年2月7日	第1回「吉田町男女共同参画基本計画推進委員会」開催
2月10日～2月14日	「吉田町男女共同参画プラン（第2次）」の素案に対する パブリックコメントの募集を実施
2月16日	第2回「吉田町男女共同参画プラン（第2次）策定委員会」開催
2月24日	第2回「吉田町男女共同参画基本計画推進委員会」開催

吉田町男女共同参画プラン(第2次)策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条の規定に基づき、吉田町が目指す男女共同参画社会を実現するための指針となる吉田町男女共同参画プラン(第2次)(以下「計画」という。)を策定するため、吉田町男女共同参画プラン(第2次)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内で構成し、次のいずれかに掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
 - (2) その他町長が必要と認める者
- 2 委員会に、委員長を置く。
 - 3 委員長は、町長が指名した者をもって充てる。
 - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画を策定した日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会にワーキンググループを置き、計画の策定に必要な調査及び検討を行う。

- 2 ワーキンググループは、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 ワーキンググループの会議は、必要に応じて委員会委員長が召集する。

(庶務)

第7条 委員会及びワーキンググループの庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別 表

所 属	職 名
総 務 課	行政統括
企 画 課	企画調整統括
社 会 福 祉 課	社会福祉統括、児童福祉統括
健 康 づ くり 課	健康づくり統括
高 齢 者 支 援 課	高齢者福祉統括
産 業 課	商工観光水産統括
教育委員会事務局	学校教育統括、社会教育統括

吉田町男女共同参画プラン策定委員会 委員

氏名	所属等	備考
犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部教授 静岡県立大学男女共同参画推進センター 副センター長	委員長
久米 勝子	女性団体連絡協議会会長	
石田 浩	オカモト(株)(町内男女共同参画宣言事業所)	
西川 公男	吉田中学校校長	
藁科 浩子	教育委員会委員	
田代 由紀子	PTA連絡協議会	
鈴木 佐知子	特別養護老人ホーム住吉杉の子園施設長	
八木 秀和	自治会連合会会長(北区自治会長)	
岩堀 利宏	子ども会育成連合会会長	
岩村 章子	農山漁村ときめき女性	

吉田町男女共同参画基本計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉田町における男女共同参画社会づくりを推進するため、吉田町男女共同参画基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 吉田町男女共同参画基本計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会づくりの推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に定める職にある者をもって組織する。

町長 副町長 教育長 総務課長 企画課長 税務課長 町民課長 社会福祉課長 健康づくり課長 高齢者支援課長 産業課長 都市建設課長 下水道課長 水道課長 会計課長 議会事務局 教育委員会事務局長 吉田町牧之原市広域施設組合事務局長 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部消防長 吉田町牧之原市広域施設組合教育委員会事務局長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は町長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は副町長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策（第6条—第13条）

第3章 静岡県男女共同参画会議（第14条—第16条）

附則

男女の人権が性別にかかわらず尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根深く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（県の責務）

第3条 県は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

- 第4条** 県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を根絶するよう努めなければならない。
- 3 県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

(民間の団体の責務)

- 第5条** 民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。
- (1) 当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること（積極的格差改善措置を含む。）
- (2) 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

(基本的施策)

- 第6条** 県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。
- (1) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。
- (2) 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。
- (3) 県及び市町における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。
- (5) 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。
- (6) 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。
- (7) 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。
- (8) 産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。
- (9) その他男女共同参画を推進するために必要な施策

(基本計画の策定)

- 第7条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。
 - 4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動)

第9条 知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(男女共同参画の日)

- 第10条** 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。
- 2 男女共同参画の日は、7月30日とする。
 - 3 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

- 第11条** 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。
- 2 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

(民間の団体の協力)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第3章 静岡県男女共同参画会議

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織及び委員)

第15条 参画会議は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、平成19年4月1日から施行する。



吉田町男女共同参画プラン(第2次)
平成23年3月

発行 吉田町企画課
〒421-0395
静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
TEL 0548-33-2135